

佐倉市立中学校 拠点校部活動要項

佐倉市教育委員会

中学校では、生徒数の減少に伴い、各中学校単位での部活動の運営や大会への参加等、困難な状況が出てきている。また、部活動の地域への移行を踏まえ、佐倉市教育委員会（以下、教育委員会とする）では、新しい部活動の在り方を創造する方策の一つとして「拠点校部活動」を実施する。

拠点校部活動とは、在籍校に希望する部活動がない場合に、参加を希望する生徒を一つの学校が受け入れる方式である。

1 目的

佐倉市の市立中学校に在籍する生徒の文化・スポーツにおける多様なニーズに応え、学校・地域・保護者の理解と協力を得ながら、拠点校部活動を実施し、持続可能な部活動の実現を図る。

2 事業主体及び実施主体

実施の事業主体は、教育委員会とする。また、実施主体は、佐倉市立中学校とする。

3 実施申請

教育委員会と佐倉市立中学校の学校長が協議の上、拠点校部活動を実施する部活動を決定する。教育委員会は、拠点校部活動が決定次第、拠点校部活動参加募集を作成し、学校を通じて、生徒・保護者に配布する。

4 拠点校部活動に参加できる生徒

- ①在籍校に希望する部活動がない生徒。
- ②拠点校の部活動の方針や規約等に従って活動でき、活動中は拠点校の生活指導に従うことを同意した生徒。
- ③拠点校への移動手段において、保護者の責任のもとで参加できる生徒。
- ④在籍校及び拠点校両校の承諾が得られ、生徒・保護者の申し入れで同意書を交わした生徒。

5 参加生徒の活動について

- ①生徒は、拠点校における部活動の方針（活動日、各種大会や試合への参加、遠征等）に従う。
- ②拠点校への移動手段については、保護者の責任のもと、在籍校及び拠点校と相談の上決定する。また、移動にかかる経費は参加する生徒の保護者の負担とする。
- ③活動の欠席連絡等については、拠点校部活動の顧問の方針に従う。
- ④在籍校の学習活動や行事等の日程が、拠点校の部活動と重なった場合、原則として在籍校の活動を優先する。
- ⑤在籍校での部活動参加については、在籍校の部活動顧問及び拠点校の承認を得る。

- ⑥生徒又は保護者が、拠点校の部活動の方針に従わず、改善されない場合は、拠点校の学校長が生徒の活動を中止することができる。
- ⑦前各号のほか、拠点校部活動に関する生徒の活動については、拠点校の学校長が決定することとし、必要に応じて、在籍校の学校長と協議するものとする。

6 在籍校と拠点校との連携

- ①在籍校及び拠点校は、連絡担当者を定め、生徒の状況について密に連絡をとる。
- ②在籍校は、拠点校に対し、生徒の健康面での配慮事項や生徒指導上参考となる事項等、部活動の指導にあたって必要な情報を提供するものとする。
- ③拠点校の管理職、顧問、養護教諭等は、在籍校からの生徒の情報について共有する。

7 大会等への参加

- ①各種大会への参加にあたっては、主催者が定める大会要項や規程等に従う。
- ②各種大会への参加にあたっての事務は、拠点校が行うものとする。

8 事故等への対応

- ①拠点校部活動における事故対応や生徒指導等については、原則として拠点校で行い、必要に応じて、在籍校と連携して対応するものとする。
- ②独立行政法人日本スポーツ振興センターへの申請手続き等は、在籍校が行う。

9 参加までの手順

- ①拠点校部活動への参加を希望する生徒の保護者は、在籍校の校長に「参加申込書・保護者同意書」（様式1）を提出する。
- ②在籍校学校長は、参加申込書・保護者同意書（様式1）を受け、事業目的及び拠点校部活動に参加できる生徒の条件に該当していることを確認した上で、拠点校学校長に拠点校部活動参加承諾依頼書（様式2）及び（様式1）の写しを提出する。
- ③拠点校学校長は、承諾した際には、在籍学校長に拠点校部活動許可・参加決定通知書（様式3）を送付し、（様式3）の写しを教育委員会に提出する。
- ④拠点校の体制が整い次第、在籍校から当該生徒・保護者へ連絡し、活動を開始する。

10 その他

- ①当該年度の拠点校実施内容の生徒・保護者への周知は、教育委員会及び各学校で行う。
- ②拠点校は、当該年度の活動開始に合わせ、参加生徒・保護者を対象として、活動方針や活動内容を説明する機会を設ける。
- ③参加生徒の在籍校は、連絡責任者（副校長・教頭等）を決定する。
- ④令和7年度、地区割制度により新規開設される「地区拠点校部活動」も同様の流れで活動開始となる。ただし、「地区拠点校部活動」は地区内の交流のみとする。

附則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

この要項は、令和7年4月1日から施行する。